

平成28年2月定例会 総務委員会（事前）

平成28年2月15日（月）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（16時05分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計予算
- 議案第5号 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 議案第69号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

【報告事項】

- 「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン（仮称）」～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～の骨子案について（資料④）
- 第四期徳島県廃棄物処理計画（素案）について（資料⑤⑥）
- 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の変更（素案）について（資料⑦⑧）

高田県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料及び総務委員会説明資料（その2）によりまして、2月定例会県議会に提出を予定しております当部関係の案件及び平成28年度主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成28年度一般会計特別会計予算案及び平成27年度一般会計補正予算案でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度県民環境部主要施策について、3ページまで15項目を記載しております。

その概要について、順次、御説明申し上げます。

1の県民との協働事業の推進では、県民の参加と協働による地域づくりを実現するため、NPO等の社会貢献活動を促進するための各種支援事業を行い、県民との協働事業の推進を図ってまいります。

2の人権を尊重する社会づくりの推進では、徳島県人権教育啓発に関する基本計画に基づき、各種啓発事業を実施いたします。

3の男女共同参画社会づくりの推進では、徳島県男女共同参画基本計画に基づき各種施策を推進し、県民意識の高揚を図ってまいります。

4の次世代育成支援対策の推進では、少子化対策をより一層強化するため、結婚、妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない支援を実施するとともに平成27年4月から本格施行された子ども子育て支援新制度を円滑に実施するため、保育士確保や放課後子ども総合プランの推進など地域の実情に応じた子育て環境の向上に努めてまいります。

また、増加する児童虐待問題に対応するため、体制の強化や広報・啓発事業を実施するほか、関係機関相互の連携強化を図ってまいります。

さらに、ひとり親家庭の自立に向けた幅広い施策を総合的に推進してまいります。

2ページをお開きください。

5の青少年対策の推進では、次代を担う青少年の健全育成を積極的に推進するとともに、PFI事業の導入により、県民への総合サービス拠点として再編整備した、とくぎんトモニプラザの魅力ある管理運営を行ってまいります。

6の文化の振興では、全国初二度の国民文化祭の成果を生かし、「文化の力によるまちづくり」を理念に、あわ文化の創造・発信・活用を推し進めるほか、あわ文化四大モチーフを生かした徳島ならではの事業を展開するとともに、あわ文化を世界に発信し、次世代・後継者育成の取組を強化してまいります。

7のスポーツの普及振興では、総合型地域スポーツクラブ等を活用した健康づくりと地域の活性化を進めるとともに、競技力の向上に向けたトップレベル競技者、指導者の育成を図ってまいります。

また、国際スポーツ大会のキャンプ地や開催会場等の誘致に向けた取組を強化し、スポーツを通じた交流拡大を図ってまいります。

8の総合的な環境施策の推進では、環境首都・新次元とくしまの実現を目指し、環境首都とくしま未来創造憲章の普及を進めるとともに、環境教育の拠点である、エコみらいとくしまにおいて、多様な環境活動や環境学習・教育の取組を支援してまいります。

9の地球温暖化対策の推進では、徳島県地球温暖化対策推進計画等に基づく総合的な温暖化対策を実施するとともに、水素エネルギー導入施策の積極展開による水素社会の早期実現に向けた取組を推進してまいります。

10の人と自然との調和の推進では、本県の貴重な自然について適正な保護と利用を図りながら、自然公園等の整備に努めてまいります。

3ページを御覧ください。

11の循環型社会形成の推進では、廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする社会形成を目指し、各種リサイクル法の推進を図ってまいります。

12および13の産業廃棄物・一般廃棄物処理対策の推進では、県独自の優良処理業者認定制度により、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、第四期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量等を推進し、循環型社会の形成を図ってまいります。

14の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、大気、水質等の常時監視や、発生源に対する指導等を行うとともに、化学物質の適正な管

理や汚染土壌の拡散防止対策等の促進など、環境汚染の未然防止に努めてまいります。

15の環境影響評価の推進では、開発行為の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。

4ページをお開きください。

続きまして、平成28年度一般会計予算についてでございます。

県民環境部の平成28年度一般会計当初予算案の総額は、総括表の左から2列目A欄の一番下、計欄に記載のとおり148億6,902万4,000円となっております。

なお、前年度当初予算が骨格予算として編成されたものであることから、参考といたしまして、前年度6月補正後の予算額と平成28年度当初予算額を比較した資料1を、別紙によりお手元にお配りしております。

資料1を御覧ください。

このうち、（ア）一般会計の表の一番下、計の欄にありますとおり、平成28年度当初予算額と前年度6月補正後予算額との比較では15億6,990万7,000円の増額、率にして、111.8%となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

特別会計についてでございます。

次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、2億1,522万6,000円を計上しております。前年度当初と比較しますと2,577万9,000円の減額、率にして、89.3%となっております。

6ページをお開きください。

各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

なお、これ以降の表では、平成27年6月補正予算の計上があった場合について、参考のため、B、前年度当初予算額の欄などの下段に括弧書きで6月補正後予算額等を記載しております。

まず、県民環境政策課関係でございます。

目名、計画調査費では摘要欄②、県民活動推進費におきましては、イの（ア）の新規事業「がんばるNPO応援事業」として、県民の寄附意識の醸成やNPO活動への参加を推進するための経費などを計上しております。

7ページを御覧ください。

その他、県民環境部の給与費などを計上しておりまして、最下段の合計欄のとおり、県民環境政策課の予算総額は、23億1,321万8,000円となっております。

8ページをお開きください。

次に、男女参画・人権課関係でございます。

目名、青少年女性対策費では摘要欄②の男女共同参画交流センター運営費におきまして、イの（イ）の新規事業「輝く新未来へ！『女性のチカラ』応援事業」として「輝く女性応援フェスティバル2016（仮称）」に要する経費などを計上しております。

9ページを御覧ください。

また、目名、人権施策推進費では、摘要欄①、人権啓発推進費のウの新規事業「あいぽーとサテライトカレッジ人権啓発推進事業」による大学のサテライトオフィス等を活用した人権啓発事業の開催や、エの新規事業、「若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業」として、若者による人権啓発映像コンテンツの募集、発信に要する経費などを計上しております。以上、男女参画・人権課の予算総額は、5億6,492万6,000円となっております。

10ページをお開きください。

次世代育成・青少年課関係でございます。

目名、計画調査費では、摘要欄①、地方創生の深化のための支援費のア、新規事業「とくしま若者未来夢づくりセンター推進事業」として、地方創生につながる若者に身近なテーマに沿った課題解決と未来創造のための話し合いを実施する経費を計上しています。

また、目名、青少年女性対策費では、摘要欄①、青少年健全育成対策費のアの（ア）の新規事業「子ども・若者サポートネットワーク推進事業」として、困難を抱えた子ども、若者を社会的自立に導くために、支援者の養成講座や意見交換を行う経費などを計上しています。

11ページを御覧ください。

目名、児童福祉総務費では、摘要欄②、児童虐待防止等対策費のオの新規事業「退所児童自立支援資金貸付事業」により、児童養護施設等の退所児童等に対し住居費等の貸付けを行い、児童の自立促進を図ることとしております。

また、新規事業として、摘要欄④ウの「とくしま結婚支援プロジェクト」、摘要欄⑤のイ「保育士修学資金等貸付事業」、摘要欄⑥ア、（ア）「放課後児童クラブ利用料軽減事業」など、本県の少子化の進行に歯止めをかけるため、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない取組を実施するための経費を計上しております。

12ページをお開きください。

目名、母子福祉費では、摘要欄①、母子福祉等対策費のキの新規事業「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」によるひとり親家庭の就業支援をはじめ、様々な悩みを抱えるひとり親家庭に対する総合的な支援を行うための経費を計上しております。以上、次世代育成・青少年課の予算総額は、90億4,631万9,000円となっております。

13ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成を図るための経費として、総額2億1,522万6,000円を計上しております。

14ページをお開きください。

とくしま文化振興課関係でございます。

目名、計画調査費の摘要欄②、地方創生の進化のための支援費、アの新規事業、「『とくしま“歓喜の歌”プロジェクト』推進事業」及び目名、文化及び文化財費の摘要欄①、文化振興費イの新規事業「あわ文化プログラム推進事業」といたしまして、ベーターヴェ

ンの第九や阿波踊りをはじめとする、あわ文化四大モチーフの発信力を強化し、東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムを見据えた取組を推進するための経費を計上するほか、郷土文化会館や文学書道館、阿波十郎兵衛屋敷の運営費などを計上しております。以上、とくしま文化振興課の予算総額は、8億5,538万9,000円となっております。

15ページを御覧ください。

県民スポーツ課関係でございます。

目名、体育振興費の摘要欄④、県民総体育推進費のエの新規事業「3大国際スポーツ大会『スポーツレガシー創出』事業」において、日本で開催される3大国際スポーツ大会のキャンプ地や開催地の誘致実現とレガシー創出に取り組むため、海外チーム関係者との事前交流等を実施するための経費などを計上しております。県民スポーツ課の予算総額は、8億9,111万9,000円となっております。

16ページをお開きください。

環境首都課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費では、アの（ア）の新規事業「未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業」により、温室効果ガスの排出抑制の緩和策と気候変動の影響対応の適応策を両輪とした取組を実施するとともに、キの新規事業「水素エネルギー活用未来創造事業」により、本県における水素社会の早期実現を加速化するなど、地球温暖化対策をはじめ環境施策の推進に要する各種事業の経費を計上しております。

17ページを御覧ください。

以上、環境首都課の予算総額は、8億7,173万6,000円となっております。

18ページをお開きください。

環境指導課関係でございます。

目名、環境衛生指導費の摘要欄③、生活環境整備指導費では、エの新規事業「PCB廃棄物適正処理対策事業」により、PCB廃棄物の適正保管、適正処理等を推進するため、廃棄物処理等に関連する団体との連携強化のもと、適正処理体制を強化するなど、廃棄物の発生抑制や適正処理を促進するための経費を計上しております。環境指導課の予算総額は、1億3,059万6,000円となっております。

19ページを御覧ください。

環境管理課関係でございます。

目名、公害対策費の摘要欄②、大気汚染対策費では、PM2.5をはじめとする大気汚染対策を推進するための経費を、④水質汚濁対策費では、アの（ア）「いのち育む水と人がふれあう『里海』推進事業」により、水環境の保全と水産資源の確保を図り、豊かな里海づくりを推進するとともに、水質の汚濁状況の常時監視や発生源への立入調査の実施に要する経費をそれぞれ計上しております。

20ページをお開きください。

環境管理課の予算総額は、1億9,572万1,000円となっております。

21ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

環境首都課所管の燃料電池自動車賃貸借契約につきましては、公用車への燃料電池自動車の導入に要する費用として、平成29年度から平成33年度にかけまして、2,700万円の債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）を御覧ください。

平成27年度歳入歳出補正予算（案）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算案についてでございます。

今回の補正は、国の補正予算に対応したもので、次世代育成・青少年課におきまして、5億円の増額をお願いしております。

補正後の県民環境部予算総額は最下段に記載のとおり、138億9,658万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。

補正予算案の、課別の主要事項でございます。

次世代育成・青少年課につきまして、目名、児童福祉総務費の摘要欄①の安心こども基金積立金としまして、5億円を計上しております。

これは、国の補正予算を活用し、安心こども基金の積増しを行うものでございます。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、82億8,655万7,000円となっております。以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、3点、御報告をさせていただきます。

お手元にお配りの、資料2を御覧ください。

1点目は、「ともに輝く『新未来とくしま』創造プラン（仮称）」～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～の骨子案についてでございます。

この計画は、平成28年度末に計画期間が終了する徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の改定時期を前倒して、昨年8月に成立した女性活躍推進法に基づく推進計画と一体的に、両計画の性格を併せ持つものとして策定するものです。

計画期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間としており、「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」を基本目標に、「あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり」をはじめとした三つの基本方針のもと、推進計画としても位置付ける女性の職業生活における活躍を推進するための支援、仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備をはじめ、九つの主要課題を掲げ、具体的な取組を計画的かつ重点的に推進してまいりたいと考えております。詳細につきましては、お手元の資料2を御参照いただければと思います。

今後、県議会での御論議を頂いた後、今年度中に素案をとりまとめ、本年夏頃をめぐりに計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料3の1、3の2を御覧ください。

2点目は、第四期徳島県廃棄物処理計画の素案についてでございます。

徳島県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であり、国が定める基本方針に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るために策定するものであります。

現在の第三期計画が期間満了を迎えるにあたり、この度、第四期計画の素案をとりまとめたところでございます。計画期間は平成28年度から平成32年度の5か年であり、第三期計画における目標設定等について十分な検証を行うとともに、しっかりと現状把握を行い、国の基本方針を踏まえた上で、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標を掲げてまいりたいと考えております。

今後は、県議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施、各市町村からの計画に関する意見の取りまとめ、徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を経まして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、資料4の1、4の2を御覧ください。

3点目は、瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画の変更（素案）についてでございます。

瀬戸内海環境保全特別措置法におきましては、瀬戸内海の実環境保全に有効な施策を推進するため、国が基本計画を策定し、その基本計画に基づき、関係各府県が各府県計画を策定することが義務付けられております。

この度、国においては、平成27年に美しい景観が形成され生物の多様性・生産性が確保された豊かな海、いわゆる里海の実現のため、基本計画を大幅に変更するとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を行いました。

そこで、平成20年に策定された現計画を変更する必要性があり、瀬戸内海の実環境の保全に関する徳島県計画の素案を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料4の2を御参照いただければと存じます。

今後は、県議会での御論議をはじめ、環境省との協議、関係府県との調整を行いながら、パブリックコメントを通じて県民の皆様から広く御意見をお伺ひし、成案を取りまとめ、本年秋頃に徳島県計画を策定してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

西沢委員

まず、瀬戸内海の実環境保全について、こういう水質の保全、基本的に水質がいいとか悪いとかいうのは何かということが、何か最近、間違っているのではないかという気がして

いました。水質がいいというのは、中に何も入っていないと、でも、やっぱり中に餌的なものが入っていなかったらプランクトンは生きていけませんし、そうすると魚とか海草なんかも。結局、水質が余りにもきれい過ぎたら藻が駄目になるし、プランクトンも発生しない、魚も住みづらい。やっぱり何をどこまでするかというのは、本当はもっと考えた水質保全というのが必要なんじゃないかなと、最近、そんな気がします。

今、ちょっと前から山の木を漁師が植えて、水質を良くしようというのはそういうことに絡んでいるんじゃないかなと。きれいだから魚が住めるかというのはまた別の問題で、よく濁っているから魚にとっては悪いのかいいのかというのは別の問題であるわけですね。だから、何が水質がきれいなのかという問題は、本当はもう一遍問い直してみる必要があるんじゃないかなという気がします。

ここには浄化槽に関係する人がおられるかもしれませんが、昔はし尿処理なんかは海に捨てていましたよね。投棄していることによって、海草が育ったり、プランクトンの餌になったりということもあった気がします。ただ、今は、そんなものを捨てていいのかという問題もあるし、それは行き過ぎかなと思うんですけども、基本に戻って、水がきれいとは何かということも考えて、本当はちょっと1行何か加えてほしいなという感じがします。

それから、男女共同参画社会なんですけれども、今までずっと何回も、大分前から私の考え方というのは言ってきた気がするんですけども、そういうところが加味されておりますか。

#### 露口男女参画・人権課長

報告事項として出しております男女共同参画基本計画の第3次計画についての御質問でございます。西沢委員のおっしゃっていますのは、恐らく以前から西沢委員が御提言いただいております、子供の目線と言いますか、そういったことに関してこの計画でどう考えておるのかという御質問と受け止めております。この計画につきましては、今が第2次計画、次が第3次ということで、それぞれ5年でしたので、10年前から様々な御議論を県議会でいただいてまいったところでございます。これまでにおきましても男女のそれぞれの違い、特性を認めることでありますとか、家庭や家族の重要性、また伝統文化を尊重することと併せまして、西沢委員から子供の視点が重要であると、両親には子供をしっかり育てる義務があるのではないかというような御提言をいただいております。そういった県議会からの様々な御意見をこれまでの計画の策定に当たりましても踏まえまして、あくまでこれは男女の差の機会的、画一的な解消を目指す計画ではないという基本姿勢のもとで御意見を反映してきておると認識をしておるところでございます。

今回、第3次計画の骨子案でございますが、これに当たりましてもこれまでの経緯につきましては十分しっかり踏襲をいたしました上で、現在、政府におきまして最重要課題として女性の活躍ということが言われておりますので、そういった視点を新たに加えた形で取りまとめを進めておるところでございます。



西沢委員御提言の、特に子供の視点におきましては重要な課題と認識いたしておりました、現行の2次計画におきましても命や家庭、家族のきずな、地域のきずなを大切にすることを明記いたしておりました、引き続きこうした基本線を踏まえた上で、まだ骨子案ですので粗々にはなっておりますが、基本方針のⅢでは、互いに支え合う家庭、地域づくりということで、この中で⑧主要課題といたしまして、男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実と位置付けております。この中では子供にとっての男女共同参画といった視点も、現在の計画でも位置付けておりますが、それを引き続き明確に盛り込んでまいりたいと考えております。また、教育、学習の重要性なども更に強く位置付けてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いたします。

#### 西沢委員

この説明資料の中で、3番が男女共同参画社会づくりの推進、4番が次世代育成支援対策の推進、これは別々に書いていますけれども、本当は総合して考えていく必要があるんじゃないかなという気がします。

例えば、これは県の職員はどうなっているのかわかりませんが、20年近く前、教育委員会の先生が子供を産みました。育てるに当たって、ちょっと自分だけでは学校もあるしということで、子供からいうとおじいちゃん、おばあちゃんの近くで勤務したい、そしておじいちゃん、おばあちゃんのところを預けて子供をしっかり育てたいということを教育委員会のほうに言うと、そんなことできませんと。20年近く前の話で、今はそんな話はないのかもわかりませんが、やっぱり子供を育てることがお父さん、お母さんだけではなくて、周辺もうまく応援体制をとってもらおうということも必要なのではないかなと思います。

例えば県の職員は子供さんができました、それは当然ながら育休はあります。でも、育休だけじゃないですよ。最低限よく言われています3歳まではという話がありまして、やっぱり小さいときは、特に幼児期はお母さん、そしてまた子育て環境というのはおじいちゃん、おばあちゃんも含めた大きな家族の中でみんなが育てるというのは、子供の教育にとっては一番理想なのかなと。そういうことができる状況であれば、それを支援していくというのが県の姿勢じゃないかなということで、県庁職員の関係ではどうなっていますか。

#### 竹岡県民環境政策課長

ただいま西沢委員から、県職員の子育ての環境について御質問いただきました。

県職員につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、育児休業の制度がございまして、3歳まで希望される方は育休を取れるような状態になっております。産前産後の特別休暇などもございますし、また、子育て期間中、小学校とか、例えば、今の時期ですと、インフルエンザなどで子供さんが急に病気になったという場合に、育児の看護の休暇等も時間単位で取れたり、1日単位で取れたりという形になっております。

職員の人事体制につきましては、昨年の7月、知事が先頭になりまして、県の幹部が、職員が子育てしやすいような環境をつくる「イクボス宣言」を行ったところでございます。超過勤務を縮減して、子育てにも配慮した仕事の仕方を推奨していきましようということ、県の幹部職員も中心となって進めているところでございますので、県職員につきましては特にそういう視点で、職員が働きながら子育てもできるというような環境整備に努めているところでございます。

#### 西沢委員

答弁がちょっと違うんですね。そういう周りの応援体制がある、またできるような体制を県自身も、県庁職員の例えば人事の体制、在り方についても配慮すべきだと思います。当然、今言ったように育児休暇とかがあるのは当たり前なんですけれども、そうではなくて、もっと踏み込んで、現実的に子供を育てるには一番いい状況というのを県自身が目指していかないといけないのではないかな。そういうことによって、男女共同参画社会なんかも厚みが増してくるんじゃないかなと思うんです。ただ単に一般的に言われているような男女共同じゃなくて、やっぱりもっと踏み込んで、それを県職員に対して人事のほうで踏み込んでやってもらうということをやっていく、そしてそんなことを広めていく、教育委員会のほうでもそういうことで、子供の目線で、子供が中心になってやって、その中で男女共同参画社会があるんじゃないかなと思います。

今、世の中で、成人そのものもそうですけれども、段々と精神的な観点がおかしくなってきたというの、やはり一つはそういう小さいときからの子育ての在り方そのものが変わってきた、社会的に子供を守っていく状況が変わってきたというところもかなりあるんじゃないかなという気がするんです。その中の一つとしては、まずは県が率先してやってほしい。例えば希望すれば、おじいちゃん、おばあちゃんの近くに、異動できるのであれば勤務を異動して、その中でまずは自分が育てますけれども、それで駄目ならば一番近いおじいちゃん、おばあちゃんに預けるといようなこと、そういう本当に周りを巻き込んで子供を育てていくというやり方も、私は男女共同参画社会で進めるべき問題じゃないのかなと思うんですけど、いかがですか。

#### 東端県民環境部副部長

ただいま西沢委員から、子供の視点に立った男女共同参画推進という観点から御指摘を頂きました。県民環境政策課長からも申し上げましたが、今後、男女共同参画基本計画策定の中では、その視点を大事に考えて計画づくりを進めていきたいと考えております。

それともう一点、県職員が率先して、子供のことを第一に考えて子育てができるような、そういう環境をつくる、職業生活においてもそういう部分において配慮すべきではないか、こういう御提言であったかと思えます。それぞれ県職員も子供があり、子育てしながら業務に従事しているところでございます。制度として様々な育児休業とか、あるいは短時間制度、ございますけれども、やはりそれぞれの事情で、核家族で勤務地の近くで育てざる

を得ないような状況の職員もいるということがあろうかと思えます。委員がおっしゃったのは、そういうそれぞれの職員の個々の事情も踏まえながら、ただ子供にとってどれがいいのかということであれば、場合によっては実家に近いところへ勤務し、子育てを祖父母と一緒にして、また子供が大きくなったら別のところへ異動してと、そういうことかと存じます。そのような職員の希望があれば、その希望を反映した人事をするというようなことも一つの方法でないかと思っております。経営戦略部にも伝えますとともに、我々も今後考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

#### 西沢委員

常に男女共同参画、今度また新たにつくるのであれば、そういう子供を中心にした目線からという、それがいろんなことをよくしていく一つのきっかけになるという気がしますから、是非積極的にそういうことを進めていってほしいと思えます。

それと、19ページの上から2行目、一般公害対策の中の石綿健康被害ですが、この石綿というのは、例えば県内だったら今どのぐらい石綿を使った建物はあるんでしょうか。何かデータはありますか。

#### 上岡環境管理課長

今、委員から石綿の建築物に関するお話がございましたが、私のほうが押さえていますのは、まず県有施設がございます。それ以外の市町村の施設になりましたら総務省のほうですが、それから学校関係でしたら文部科学省関係での把握はございます。あと、民間建築物につきましても国土交通省マターでの調査がございますが、私が現在押さえている数字は、県有施設のほうだけでございます。

そして、県有施設では問題になっていました含有施設が、平成27年の10月に36施設あったという状況です。それから以降、除去済みとか、それから囲い込みとか、そういう措置をとっていきまして、現在、除去済みが16施設、囲い込み等をしているのが8施設、それから飛散のおそれはなく、管理継続しているところが12施設でございます。

#### 西沢委員

本当は、これは環境ですから、県内の環境を全部押さえておいてほしいですね。担当が違うからというんじゃなくて、やっぱりここが中心になって対策をやらないといけないのではないかなと思えます。

もう一つは、災害が来たらどうなるのか。地震、津波が来たらどうなるのか。ここは石綿でつくった建物だというのは、周りの皆さんは知っていますか。わかるような状況になっていますか。

#### 上岡環境管理課長

解体除去とか工事する際におきましては、事前にあるかないかも確認して、それも掲示

するようになっております。

#### 西沢委員

私が言ったのは災害のときです。地震のときに建物が潰れたり津波でやられたり、津波のときは水があるからどうかわかりませんが、地震で潰れて混乱の中で、ここは石綿で造っているかどうか見る人が見たらわかるでしょうけれども、知らない人がその周りで災害対応することもあり得るじゃないですか。だからこそ、そこがそういうものでできているというのであれば、そこが被害を受けたときにどうしようかという次の発想が出てくるんですけれども、まずわかるんですかという話から今言っているんです。一般の人や素人の人が、周りでわかるようになっていっているんでしょうか。

#### 上岡環境管理課長

委員おっしゃるとおり、災害時に非常に心配だと思います。環境管理課としましては、災害時におけるアスベストの飛散取扱いマニュアルというものを作成し、解体工事業者さんとか建築業者さんとかにも配付いたしまして周知を行っております。

もし、ビル等の倒壊等があった場合には、応急的な措置とかそういうことを進めております。

#### 西沢委員

そうではなくて、一般の人が災害で建物が倒れたときに、ほこりがば一っとなっているときに、やっぱり余りそこへ近寄って行ったらいけないじゃないですか。でも、わからなければ、近寄って行くじゃないですか。これは当然、そこで誰かがけがをしたとなると、何かマスクしてでも行くかもわかりません。でも、それが全くわからなかったら、マスクもして行きせんよね。そういう災害のときにでも、できるだけ周りの人が安全な対策をとっておかないといけない。だから、常日頃から、ここは石綿の建物ですよというのがわかるような表示にするとか、特別な色を塗るとか。周りの人が全くわからなくてそれを吸い込んで、後からあれがそうだったのかと初めてわかるようではいけないと思います。課長が言う、災害があって、そのときにそれを処理する以前の問題なんです。

そしてまた、大きな災害があったときには、なかなか処理をする人数が集まりませんよね。そのためにも、そういうところをみんながどうやって気づけばいいかということも考えないといけないと言っているわけですが、いかがですか。

#### 河崎環境指導課長

西沢委員の御心配なされること、よくわかります。災害時におきましては、周囲のものが一塊になって廃棄物という形になって発生してまいります。現在、県は、市町村災害廃棄物処理計画作成ガイドラインというものを作成いたしまして、市町村の方々にも各市町村の災害廃棄物処理計画を策定してくださいと働き掛けを行っております。今年度は、徳島

市など3市においてそれが策定されて、来年度は全ての市町村で策定ができるように推進してまいりたいと考えております。

この市町村災害廃棄物処理計画の中におきまして、常日頃、例えば石綿を使用した建物がどこにあるのか、そういったことも関係機関との連携において把握を進めて、いざ発災となったときに戸惑いなく処理ができるように、そういった方策を立ててくださいということで、我々も市町村の方々に申し上げているところでございます。

今後も、西沢委員が御心配なされるようなことも踏まえまして、適切に指導してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 西沢委員

確かに、ここは石綿ですよと言っていたら、かなりそのことに対して敬遠してしまうということも考慮しての発言かもしれません。でも、やはりそういう災害時であったとしても、人の健康をどうするのかということは大切なので、例えばそれがすぐわかるような体制をとっておく、石綿のがれきを違うところに持っていくとか、そういう処理をきちんとしないといけないわけです。そのためには、はっきりわかる対策を練っていくということが必要だということでもらったんですけど、是非、そういうことを考えてやってほしいと思います。

#### 達田委員

子供の貧困対策ということで、お尋ねをしたいと思います。

説明のときに頂いた資料なんですけれども、子供の貧困対策の推進が非常に大事だということで、10の事業を一つにまとめて、教育、生活、保護者への就労支援、経済的支援ということで、10事業のうちほとんどが県民環境部に関わる事業ですけれども、今現在、徳島県下の子供の状況というのを県としては調査をされているのでしょうか。

今も、労働者の実質賃金がどんどん下がっておりますし、また雇用形態も正規が少なく非正規が増えているという中で、非常に大人の貧困が子供の貧困につながっているわけです。その点で、もししていないのであれば、調査をするようお願いしたいと思うんですけども、その点だけお尋ねしておきます。

#### 日下子ども・子育て支援室長

ただいま達田委員から子供の貧困ということで、調査しているのか、また今後していくべきでないのかという御質問、御要望だったかと思えます。

子供の貧困率ですけれども、16.3%と言われておりまして、その地域の把握というのができていないというのが国全体の大きな課題となっております。国民生活基礎調査というのをやっているんですけども、それを分析して子供の貧困率というものを示しておりますけれども、地域地域の状況はどういうものかというのが示されておりません。先ほど申し上げましたように、各地域の実態が把握できていないことが、一つ大きな問題でござい

ます。

それから、先ほど世帯の貧困が子供の貧困に大きくつながっていくということなんですけれども、ひとり親家庭の貧困率が54.6%ということとなっております。ひとり親家庭につきましては、昨年度、徳島県のひとり親家庭等の自立促進計画を立てましたときに、昨年度8月にひとり親家庭の実態調査というのをしておりますので、実態は調査できているといった状況でございます。

岸本委員長

それでは、予算に関することで1点だけ確認させてください。当初予算と歳出予算総括表で見ましたら、これは県民環境部の中ではかなり上下があると思うんです。そんな中で、環境首都課で3億1,500万円ほど、73.5%という予算になっておりますが、16ページの一般環境対策費で10億円あったのを6億円にしております。これは何の事業が減っているのでしょうか。

藤本環境首都課長

環境首都課の平成28年度当初予算の金額が、平成27年度の6月補正後の金額と比べて3億円余り減っているというところがございます。いろんな増減がございますので、これだということではなかなか申し上げにくいところですが、非常に大きい、わかりやすいところで申し上げますと、今年度、水素の関係で移動式の水素ステーション、それから県庁への自然エネルギー由来のステーションの建設を今進めておるところですが、それが双方で約3億円ぐらいございましたので、単純に申し上げますとその分が来年度なくなっておりますので、3億円減っているというようなところかと思えます。

岸本委員長

この16ページのこの自然エネルギー導入推進事業が減っているということですか。この事業の上には未来エネルギー活用、水素エネルギー活用ということで新規事業が記載されておりますが、水素事業は今年度より減ったという理解でいいのでしょうか。

藤本環境首都課長

新たにこの新規事業といたしまして水素エネルギー活用未来創造事業とかもやっておりますけれども、その総額で申し上げますと、水素の関連ではやはり今年度、非常に大きな事業がございましたので、その分、金額では少なくなっているというところがございます。

岸本委員長

はい、わかりました。この自然エネルギー等導入推進事業というのは4億円から2億4,000万円になっていますが、これは水素とは関係ないんですか。

谷本自然エネルギー推進室長

この自然エネルギー等導入推進事業につきましては、太陽光とか蓄電池関係の事業でありますので、水素とは関係ありません。

岸本委員長

太陽光や蓄電池の関係の事業費を自然エネルギーということでやっているんですけど、事業費を減らして大丈夫だというのは、どういう分析になっているのでしょうか。ここまで普及すれば減らしても大丈夫だとか、実際、予算が減っていますので、どういう分析をされて来年度はこの額でいこうというふうにされているのか。その辺の分析はどうなっていますか。

谷本自然エネルギー推進室長

自然エネルギー等導入推進事業につきましては、平成24年、25年と国のほうから基金を頂いておりまして事業を進めております。来年度、平成28年度が最終年度ということで、金額が2億4,200万円ということになっておりまして、前年と比べて減という形になっております。

岸本委員長

今の分析によりますと、国からのお金がなくなったから少なくなったということですか。この事業がどういう事業であって、どういうふうに普及して、その役割は終わりましたということなのか、お金がないからしてないんですということなのか。その辺の県の分析、自然エネルギーに関して環境首都課がこれでいいのでしょうか。水素エネルギー、水素エネルギーと言っていますし、自然エネルギーも上方へと上げていこうと言っている中で、国からの基金がなくなりましたということの単なる分析なのか、仕方ないんですということなのか、役割を終えたということなのか、その辺はどのように考えていますか。

谷本自然エネルギー推進室長

この自然エネルギー等導入推進事業につきましては、県庁舎とか、あと市町村の防災拠点、また学校とかの避難所等へ太陽光とか蓄電池を設置する事業でございます。今、計画では平成30年に100か所整備するというふうなことになっておりまして、平成28年度中にその100か所を2年前倒しでできるようになっておりますので、基本的に事業は終了するというところで今進めております。

岸本委員長

是非、公共施設に自然エネルギーを導入して、それを民間のほうに普及させていくという事業だと思いますので、公共施設のほうの役割はもう終えて、引き続きは民間のほうが必要が増えていくというような形で、事業を連動させていっていただきたいということ

要望して終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（17時00分）